

第6章

市民参加・協働により、
豊かな自治をつくる人のまち

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

第1節 市民自治の推進



1. 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。



2. 現状と課題

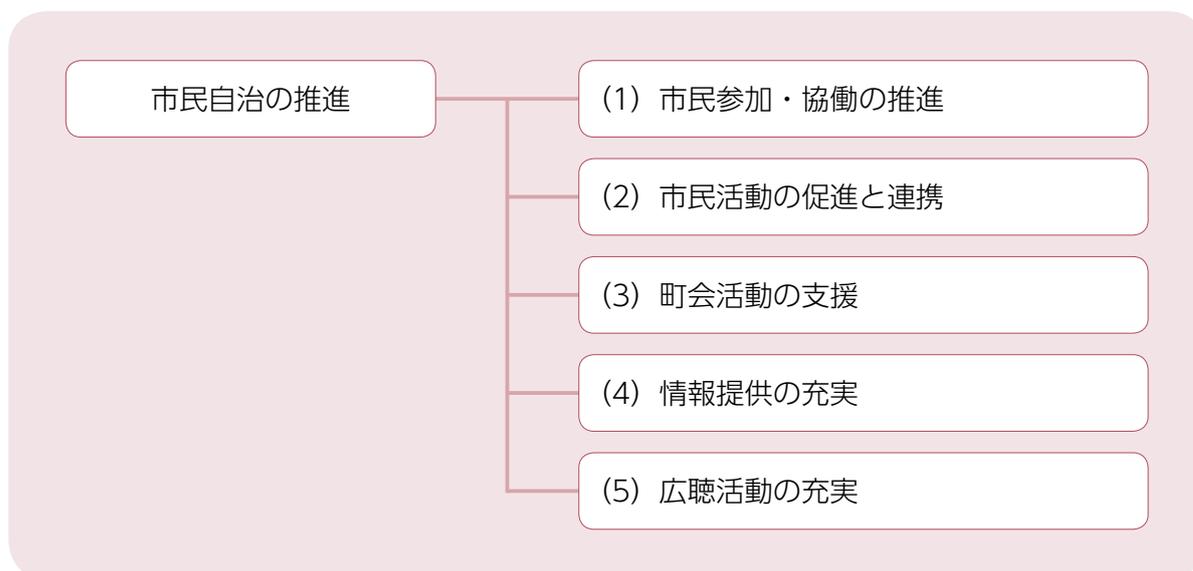
- ①自治基本条例*¹⁹⁵に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- ②富士見市に事務所がある NPO 法人は、平成 28 年 4 月現在で 26 団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。団体の活動促進のための PR や情報交換などを行い、地域活動の担い手としての広がりを図ることが必要です。
- ③市内には 55 の町会があり、地域の特徴を活かした様々な活動が行われています。少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化するなかで、市民の日常生活を支える地域コミュニティの形成は、その重要性が一層増しています。しかし、町会への加入率の低下や役員の後継者不足となっているところもあるため、地域力の向上に向けた支援を行う必要があります。

* 195 自治基本条例…市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。

- ④身近な地域の課題を解決し、より暮らしやすい地域づくりを進めていくため、地域住民が主体となり行政などと連携して取り組む地域まちづくり協議会*¹⁹⁶活動を支援しています。
- ⑤市民の声を市政に反映させるため、市長へのメールやFAXなどによる広聴活動を行っています。タウンミーティング*¹⁹⁷は幅広い市民に参加してもらえる取り組みが必要です。
- ⑥市民のアイデアをいかした協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度*¹⁹⁸に取り組んでいます。



3. 施策の体系図



* 196 地域まちづくり協議会…概ね小学校区を活動地域として、その地域住民や事業を行う個人・企業などが地域の課題を住民主体で話し合い、解決に向けて取り組んでいく組織。

* 197 タウンミーティング…これからのまちづくりに活かすため、市政への意見や提案などを市民と意見交換する集会。

* 198 協働事業提案制度…市民と市の協働事業により、公共的な課題の解決を図るとともに、市民のアイデアをいかしたまちづくりの推進を目的とした制度。



4. 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ①市民の知恵と力を生かした、市民との協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメント*¹⁹⁹の実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ②市民団体や NPO 法人などとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ③地域まちづくり協議会の組織化を促進するなど、行政との連携により地域課題を解決できる市民主体のまちづくりをともに進めます。

主な取り組み

- ・ 地域まちづくり協議会の設立及び運営の支援
- ・ 協働事業提案制度による協働事業提案及びアイデア提案の募集
- ・ 富士見ふるさと祭りに対する支援

指 標

項 目	地域まちづくり協議会の設立地域数（累計）
現状値	5 地域（平成 27 年度）
目標値	10 地域（平成 32 年度）



地域まちづくり協議会活動の様子

* 199 パブリックコメント…市の重要な計画などを決定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定にいかしていく仕組み。

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課、地域文化振興課、生涯学習課）

- ①市民、市民団体、NPO 法人などが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、ネットワークづくりを進めます。
- ②職員を講師として派遣する「富士見市協働によるまちづくり講座」を継続して開催することで、市民や様々な団体に市政やまちづくりに関する情報、学習の機会を提供します。

主な取り組み

- ・市民団体に対する市民活動保険*²⁰⁰による活動の支援
- ・富士見市協働によるまちづくり講座の開催

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ①防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入を促すため、町会との連携を進めます。
- ②町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

主な取り組み

- ・転入者への町会加入促進のためのリーフレットの配布
- ・集会所及び掲示板の維持管理
- ・町会立集会所の運営支援
- ・町会運営に関する相談受付やアドバイス
- ・町会と行政が円滑な連携を行うための関係各課との調整

指 標

項 目	市民意識調査 コミュニティ活動の推進の満足度
現状値	48.6%（平成 27 年度）
目標値	51.0%（平成 32 年度）

* 200 市民活動保険…市民活動団体に属してボランティア活動などの公益的な活動を行う方を対象に、活動中に起きた事故による傷害や賠償責任を、市が保険料を負担して補償する制度。

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、総務課、政策企画課）

- ①行政情報を迅速に分かりやすく提供するとともに、市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用できるように研究していきます。
- ②タウンミーティングの開催などにより情報提供や意見交換の場を充実し、市民の意見を反映したまちづくりを進めます。
- ③個人情報の保護に留意しながら、情報公開を一層推進し、透明性の高い行政運営を進めます。

主な取り組み

- ・ 広報紙、ホームページによる情報提供の充実
- ・ SNS * 201 による情報の発信
- ・ ホームページのリニューアル、スマートフォンへの対応
- ・ 報道機関への記事提供

指 標

項 目	市民意識調査 市ホームページの運営の満足度
現状値	37.1%（平成 27 年度）
目標値	51.0%（平成 32 年度）

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

- ①市民の声を市政に反映させるため、市長メールや懇談会などを充実します。また、寄せられた市民の声を庁内で共有し、その対応状況を分かりやすくホームページなどで公開します。

主な取り組み

- ・ 市長へのメールや手紙などの回答のホームページでの公表
- ・ 市政懇談会の開催

* 201 SNS…Social Networking Service の略。利用者間の交流を支援するコミュニティ型のウェブサイト。

第2節 計画的な総合行政の推進



1. 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価*²⁰² 制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。



2. 現状と課題

- ① 少子高齢化の進展や経済情勢の変化、減災・防災対策、地域主権の拡充など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた資源を有効に活用し、時代の変化を的確に捉えた効果的な施策の推進に努める必要があります。
- ② 質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、事務事業の見直しなど、行財政改革を推進する必要があります。
- ③ 民間活力の導入については、指定管理者制度やPFI*²⁰³ など最も適した手法を選択しながら取り組んできました。今後も市民サービスの向上と効率的な行政運営を推進していくため、新たな公共の担い手となりうる主体との連携・協働など多様な手法を検討していく必要があります。
- ④ 市役所の窓口サービス改善のため、休日開庁や出張所の業務時間延長、総合的な窓口整備などに取り組んできました。平成27年度に実施した市民意識調査結果では、窓口サービスの改善に満足している人が前回調査より0.4ポイント増加して60.4%となっています。今後も、市民の多様な生活スタイルに合わせた窓口サービスの改善に取り組んでいく必要があります。

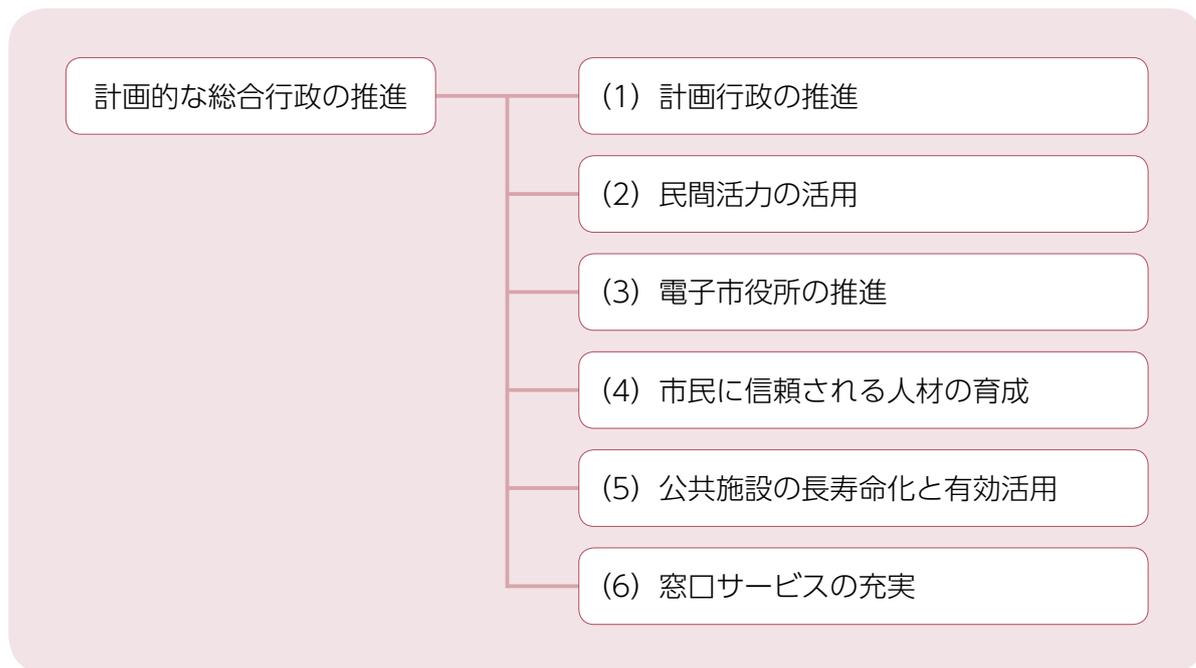
* 202 行政評価…市が行う事業などについて、成果や達成状況などを検証し、その結果を事業などの改善や予算に反映すること。

* 203 PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

- ⑤コンピュータシステムの運用は行政サービスの提供に必要不可欠なものであり、セキュリティに万全を期するとともに、災害時への対応や停電時にも必要最小限の事務が継続できるよう対策を講じています。今後も、ICTを活用した市民サービスの拡充を推進するとともに、情報セキュリティの対応を強化していく必要があります。
- ⑥マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）*²⁰⁴については、地方公共団体などとの情報連携に向けて、特定個人情報*²⁰⁵等に関する安全管理措置の徹底や国のスケジュールに基づき取り組んでいくとともに、マイナンバーカードの独自利用についての検討を進めていく必要があります。
- ⑦公共施設の老朽化に対応し、修繕や大規模改造工事などを行っていますが、公共施設等総合管理方針*²⁰⁶に基づき、各公共施設の状況を踏まえた効率的な管理運営の検討や、施設の長寿命化に向けた改修工事などを計画的に進めていく必要があります。



3. 施策の体系図



* 204 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）…行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。
 * 205 特定個人情報…マイナンバー（個人番号）やマイナンバーの代わりとなる記号などをその内容に含む個人情報。
 * 206 公共施設等総合管理方針…市が所有している公共施設等について、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置の実現を目的にした方針。



4. 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策企画課）

- ①地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価、予算、組織が連動した行政運営を進めます。
- ②富士見市キラリと輝く創生総合戦略*²⁰⁷に基づく施策を推進していきます。
- ③利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 富士見市キラリと輝く創生総合戦略の推進
- ・ 富士見市第6次行財政改革大綱及び行動計画の推進
- ・ 第15回富士見市民意識調査の実施

指 標

項 目	市民意識調査 行財政改革の満足度
現状値	24.6%（平成27年度）
目標値	30.0%（平成32年度）

(2) 民間活力の活用（政策企画課）

- ①市民サービスの向上に向けて、施設の運営方法や業務の内容に応じ、適切な手法による民間活力の導入を進めます。

主な取り組み

- ・ 図書館など公共施設の指定管理者制度による運営
- ・ 水道料金徴収などの民間活力の活用

* 207 キラリと輝く創生総合戦略…人口減少の克服と本市をさらに輝かせ、賑わいと魅力を向上させていくための成長戦略。

(3) 電子市役所の推進（情報システム課）

- ①各種電子申請* 208 など、利用者の視点に立った ICT の活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。
- ②コンピュータシステムの高度化を進め、安全で安定的な情報システムの運用を推進するとともに、災害時におけるシステムの早期復旧に努めていきます。
- ③既存のシステムの更新にあたっては、検証や評価を行い、セキュリティやコストなどを踏まえ、導入方法を検討していきます。

主な取り組み

- ・各種システムの安定した運用

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ①質の高い行政運営を推進するため、様々な研修や人事評価制度の活用などにより、職員の意識改革や能力向上など、人材育成に努めます。
- ②職員一人ひとりが意欲を持って行政課題や業務改善に取り組み、やりがいを感じながら働くことができる環境の整備を進めます。

主な取り組み

- ・人事評価制度の実施
- ・接遇向上や能力向上を目指した各種研修の実施
- ・行政課題への対処方法を学び、事務改善や政策提案につなげる課題研究などの実施

* 208 電子申請…申請書の提出や届出などの手続きを自宅のパソコンなどからインターネットを利用してできる仕組み。

(5) 公共施設の長寿命化と有効活用（管財課）

- ①公共施設の老朽化が進む中で、公共施設等総合管理方針に基づき、施設の有効活用などそのあり方や長寿命化に向けた検討を行うとともに、大規模改修など施設の維持管理にかかる費用の平準化を図るため、計画的な改修工事を進めていきます。

主な取り組み

- ・施設保全計画の検討

(6) 窓口サービスの充実（政策企画課、各窓口担当課）

- ①市民の多様な生活スタイルに合わせて、現在実施している休日開庁などの取扱業務や実施方法の改善に取り組み、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。

主な取り組み

- ・市役所本庁舎の休日開庁の実施
- ・市役所本庁舎の毎週木曜日午後 7 時までの窓口開庁の実施
- ・西出張所の月 1 回午後 8 時までの開庁の実施

指 標

項 目	市民意識調査 窓口サービスの改善の満足度
現状値	60.4%（平成 27 年度）
目標値	70.0%（平成 32 年度）

第3節 健全な財政運営



1. 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源*²⁰⁹の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。



2. 現状と課題

- ①健全な財政運営を維持できるよう、中長期視点での計画的な行財政運営に努めていく必要があります。
- ②自主財源比率*²¹⁰は、県内市平均に比べて低いため、自主財源を安定的に確保するための施策を展開することが重要な課題になっています。
- ③健全化判断比率*²¹¹は、いずれも基準を満たしていますが、引き続き、将来の債務負担の減少に努める必要があります。
- ④富士見市健全な財政運営に関する条例*²¹²に基づき、健全な財政の維持・向上を図るため、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備と計画的な施策の実施が求められます。



3. 施策の体系図



* 209 自主財源…市の収入のうち、市税など国や県に依存しないで独自に調達できる収入のこと。

* 210 自主財源比率…収入総額に対し、自主財源の占める割合のこと。

* 211 健全化判断比率…財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために作成している4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のこと。

* 212 健全な財政運営に関する条例…地方分権時代にふさわしい市民自治に基づくまちづくりを推進するため、財政規律の下での健全な財政運営を目指した条例。



4. 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（財政課）

- ①財務諸表*²¹³ や条例に基づく財政運営判断指標などの分析、中期財政計画*²¹⁴ を踏まえ、事業の見直しや選択により、健全な財政運営に努めます。
- ②広報紙やホームページなどにより、わかりやすい財政資料の提供に努めます。

主な取り組み

- ・中期財政計画の策定
- ・財政に関する情報をわかりやすく公表

指 標

項 目	財政力指数* ²¹⁵
現状値	0.768（平成27年度）
目標値	0.800（平成29年度）

項 目	経常収支比率* ²¹⁶
現状値	87.3%（平成27年度）
目標値	88.0%以下（平成29年度）

- * 213 財務諸表…単式簿記では把握しづらい資産や負債の状況、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするために作成している4つの表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のこと。
- * 214 中期財政計画…将来にわたって計画的な財政運営を行うため、総合計画との整合性を図った上で向こう5年間の財政見通しを示したもの。
- * 215 財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が大きいほど財政的に豊かであり、「1」を超えると、普通交付税の不交付団体となる。
- * 216 経常収支比率…地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、数値が小さいほど財政的に余裕があり、数値が大きいほど自由に使える財源が少なく、財政構造が硬直化していることを示す。

(2) 自主財源の確保（政策企画課、財政課、収税課、各債権担当課）

- ①計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ②市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。また、市の債権の適正管理に取り組みます。
- ③市有財産の有効活用や広告収入などの自主財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化に努めます。

主な取り組み

- ・市税及び国民健康保険税の徴収及び納税相談
- ・ペイジー口座振替受付サービス*²¹⁷の導入
- ・ホームページのバナー広告*²¹⁸やモニター広告による自主財源の確保
- ・まちづくり寄附（ふるさと納税）の実施

指 標

項 目	市税収納率（現年度分・滞納繰越分）
現状値	94.7%（平成 27 年度）
目標値	96.6%（平成 32 年度）

* 217 ペイジー口座振替受付サービス…口座振替申込手続きを、キャッシュカードを用いて、端末により受付をするサービス。

* 218 バナー広告…ウェブサイト内に広告画像を貼り付け、広告画像から広告主のウェブサイトへのリンクを設定することで、広告主のウェブサイトの宣伝または閲覧の促進を図るインターネット上の広告。

第4節 広域行政の推進



1. 施策の方向性

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。



2. 現状と課題

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野について、事務の効率化のため、近隣市町で構成する一部事務組合*²¹⁹（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ②職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行うため、広域連合で共同処理をしています。
- ③ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っているほか、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ④ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の受・委託を行っています。
- ⑤近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ⑥ふじみ野市、三芳町と共同で自転車安全利用や市内3駅周辺の放置自転車対策に取り組んでいます。
- ⑦広域幹線道路の整備を促進するため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。
- ⑧近隣市町と連携して、小児医療をはじめ救急医療体制を整備しています。
- ⑨あいサポート運動や生活困窮者学習支援などを、三芳町と連携して取り組んでいます。

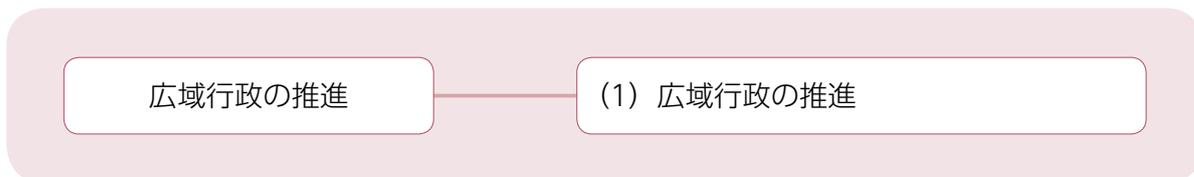
* 219 一部事務組合…複数の市区町村が、消防やごみ処理など、事務の一部を共同で行うために設置する組織。

⑩ふじみ野市、三芳町と連携して病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センターの相互利用を行っています。

⑪防犯、子育て支援、就労分野などにおいても他の自治体と連携して取り組んでいます。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策企画課）

- ①消防、火葬場・斎場、し尿処理、ごみ処理の分野については、一部事務組合において共同処理することにより、事務の効率化を進めます。
- ②さらなる効率化を進めるため、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合を進めます。
- ③今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めます。

